

第 1 章	男女共同参画社会の実現のための意識改革・理解促進
--------------	---------------------------------

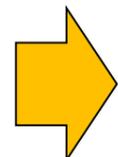
基本方向	私たちの生活や活動のあらゆる場面において男女共同参画が実現するよう、効果的に意識啓発を進め市民の理解を促進します。また、私たち一人ひとりの視野を広げ、多様な選択を可能にする教育・学習の充実を図ります。
-------------	--

目標値達成に向けた主な取組
<p>(1) 男女共同参画意識のさらなる浸透</p> <p>①あらゆる機会をとらえた広報・啓発活動の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ■多様な情報媒体を活用した広報・啓発活動（出前講座、情報紙「アンジュール」等） ■「男女共同参画都市あおもり」シンボルマークの積極的な活用と、様々なイベントなどでの広報・啓発活動 ■市職員の男女共同参画に関する理解促進 <p>②男女共同参画に関わる調査、情報の収集・提供の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ■先進的な取組を行っている市内の企業等や他都市の事例等の情報収集・発信 ■様々な講座の開催や情報紙等を通じた情報発信 ■情報紙「アンジュール」発行による最新情報の発信 ■市民意識調査等の活用による実態把握 <p>(2) 男性、子どもにとっての男女共同参画の理解の促進</p> <p>①根強い固定的性別役割分担意識の解消など男性への意識改革の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ■男性が参加しやすく関心を持てるような講座等の開催による、男女共同参画意義の理解促進 ■男性の固定的性別役割分担意識脱却のための意識啓発推進と、男性のロールモデルの事例発信等による男性の家事・育児等への参画促進 <p>②子どもの頃からの男女共同参画の理解促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ■幼児教育や義務教育において、人権尊重の理念や性別にとらわれず一人ひとりの個性・能力を尊重する意識を育む教育推進 ■教員研修等の機会を通じ、教員や保育士等子どもの育ちに関わる人たちの男女共同参画意識の啓発 ■学校だよりや家庭教育学級等を活用し学校・家庭・地域が連携し、子どもの頃からの男女共同参画意識の醸成、保護者等の男女共同参画の意識啓発



令和 2 年度の実施状況
<p>(1) 男女共同参画意識のさらなる浸透</p> <p>①あらゆる機会をとらえた広報・啓発活動の強化 (8 事業中 8 事業実施)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○広報あおもり、市ホームページ、出前講座、男女共同参画情報紙「アンジュール」、小学 6 年生版・中学 3 年生版男女共同参画啓発小冊子、カダール・アコール通信、青森ケーブルテレビなどにより、広報・啓発活動を行いました。 ○年間を通じて市庁舎、市民センター、支所等に「男女共同参画都市あおもり」シンボルマークを掲載したのぼり旗を掲示したほか、男女共同参画推進月間やセミナー等においてものぼり旗を掲示し、啓発活動を行いました。 ○新採用職員研修（中期）の中で、男女共同参画に関する理解を深めるためのカリキュラムを実施しました。 <p>②男女共同参画に関わる調査、情報の収集・提供の充実 (8 事業中 8 事業実施)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○男女共同参画の推進に関する取組を積極的に行う個人・団体、事業者を青森市男女共同参画推進月間オープニングイベントにおいて表彰し、その取組について、広報あおもり、市ホームページなどで周知しました。 ○男女共同参画情報紙「アンジュール」を 11 月と 3 月の年 2 回発行し、男女共同参画に関する最新の情報を発信しました。 <p>(2) 男性、子どもにとっての男女共同参画の理解の促進</p> <p>①根強い固定的性別役割分担意識の解消など男性への意識改革の促進 (5 事業中 5 事業実施)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○カダール（男女共同参画プラザ）やアコール（働く女性の家）において、男性を対象とした「男性の料理入門講座」や「男の生き方塾」等の講座を開催し、男性への意識改革と男性の家事・育児・介護への参画の促進を図りました。 <p>②子どもの頃からの男女共同参画の理解促進 (6 事業中 5 事業実施)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○学校教育指導の方針と重点に、男女共同参画に係る内容を明記し、全ての教職員に配付するとともに、学校訪問等により周知しました。 ○子どもの頃から男女共同参画についての理解を促進するため、小学 6 年生版男女共同参画啓発小冊子、中学 3 年生版男女共同参画啓発小冊子を作成し、市内の全小中学校（私立中学校 2 校を含む）に配布しました。

目標値達成に向けた主な取組	
(3) 多様な選択を可能にする教育・学習の充実	
①家庭における男女平等教育の推進	
<ul style="list-style-type: none"> ■男性の子育てや家庭教育への関わりや、男性のみならず女性側の固定的性別役割分担意識の解消など、男女共同参画意識を育てる家庭教育の推進 ■小・中学校で開催している家庭教育学級で、男性も含め多くの人が参加しやすい環境づくりを進め家庭教育の相談機会の確保 	
②学校における男女平等教育の推進	
<ul style="list-style-type: none"> ■一人ひとりの能力・適性・希望等に応じた主体的な選択を促す進路指導等を行い、学校教育で生涯を見通したキャリア教育の推進 ■本市が男女共同参画宣言都市であることや男女共同参画についての理解が学校生活で自然に深まるよう努める 	
③社会教育・生涯学習活動の推進	
<ul style="list-style-type: none"> ■多様化・高度化した学習需要や情報ニーズに対応し、女性のエンパワーメントを支援するため、女性の生涯にわたる学習機会の提供・充実 ■女性のみならず男性に対しても、様々な機会をとらえながら男女共同参画意識を高める学習機会の提供・充実 ■多様な主体と連携し、男女共同参画や地球環境の保全等の現代的課題や地域の課題に関する学習機会・情報提供を行うなど社会教育活動の充実 ■市民センター等での各種講座の開催により様々な学習機会を提供し学習活動の情報提供を行い、地域に根ざした学習活動拠点機能の充実 	



令和2年度の実施状況	
(3) 多様な選択を可能にする教育・学習の充実	
①家庭における男女平等教育の推進 (5事業中5事業実施)	
<ul style="list-style-type: none"> ○カダール（男女共同参画プラザ）やアコール（働く女性の家）において、講座や情報コーナー等を通じて、男性の家事・育児への参加や女性の固定的性別役割分担意識の解消を図りました。 ○各小・中学校単位で実施される家庭教育学級の担当者やPTA関係者を対象とした事業説明会において、男女共同参画に関する出前講座のチラシを配布し、家庭教育学級での活用をPRしていますが、男女共同参画のテーマが選ばれない状況にあります。 	
②学校における男女平等教育の推進 (2事業中2事業実施)	
<ul style="list-style-type: none"> ○小学6年生版・中学3年生版男女共同参画啓発小冊子の中に、本市が男女共同参画都市であることや青森市男女共同参画推進条例を制定したこと、男女共同参画の必要性等について記載し、男女共同参画についての理解を深めるための啓発を行いました。 	
③社会教育・生涯学習活動の推進 (12事業中12事業実施)	
<ul style="list-style-type: none"> ○市民センター等で活動している団体・サークル等の情報や様々な分野の指導者情報を情報誌としてまとめ、市民センターや市役所関係窓口などに配置するとともに、市ホームページや広報あおもり等での情報提供を通じ、市民の幅広い生涯学習活動・社会教育活動を支援しました。 ○市民センター等において、地域づくり活動拠点・学習拠点として市民の生涯の各段階を通じた自主的な学習活動を支援するため、だれもが学習・活動・発表できる場を提供しました。 	

指標とその説明	基準値		H28	H29	H30	R1	R2	目標値 (R5)	達成率 (R2/R5)
	値	単位							
「男女共同参画社会」という用語の周知度 ※1 <small>市民に「男女共同参画社会」という用語が周知されている割合（市民意識調査）</small>	81.3	%	80.4	—	82.2	85.7	88.7	100	88.7%
			男性(81.2) 女性(80.4)		男性(80.8) 女性(87.2)	男性(85.4) 女性(87.9)	男性(89.7) 女性(89.2)		
男女共同参画に対する満足度 ※2 <small>男女共同の環境・意識が職場や家庭において浸透していると思う市民の割合（市民意識調査）</small>	5.7	%	7.3	—	11.6	11.6	13.4	16.0	83.8%
			男性(6.9) 女性(7.6)		男性(13.6) 女性(9.9)	男性(12.5) 女性(10.2)	男性(13.7) 女性(13.4)		
男女共同参画意識啓発事業への参加者数 <small>「男女共同参画に関する講座」の受講者数</small>	8,065	人	8,632	9,779	11,881	11,132	5,140	9,300人	55.3%
男女共同参画意識啓発事業への男性参加者の割合 <small>「男女共同参画に関する講座」の受講者のうち男性の割合</small>	28.5	%	22.1 (1,907人)	15.0 (1,462人)	18.0 (2,136人)	20.8 (2,312人)	25.6 (1,315人)	32.0%	80.0%
「男女共同参画啓発小冊子」を活用した小・中学校数 <small>小・中学校の授業等で「男女共同参画啓発小冊子」を活用した学校数</small>	31	校	63 (小45 中20)	65 (小45 中20)	64 (小45 中19)	66 (小45 中21)	62 (小43 中19)	64 (小43 中21)	96.9%

課題・今後の方向性
<ul style="list-style-type: none"> ○「男女共同参画に対する満足度」について、基準値 5.7%（平成 27 年度の値）から令和 2 年度 13.4%と順調に推移していますが、目標値とは 2.6 ポイントの差があります。 引き続き、固定的性別役割分担意識の解消など、男女共同参画の意識改革・理解促進を図って行く必要があります。 【担当：人権男女共同参画課】 ○新型コロナウイルスの拡大に伴い、事業数の減少等により、男女共同参画意識啓発事業への参加者数は大幅に減少いたしました。男性参加者の割合については、令和元年度の 20.8%から令和 2 年度の 25.6%に 4.8 ポイント上がったものの、目標値とは 6.4 ポイントの差があります。男性が参加しやすく、関心を持てるよう各種講座等の企画・開催を行うなど、男性の意識改革や男女共同参画についての理解促進を図る必要があります。【担当：人権男女共同参画課】

※1) H29 以降：市民意識調査なし、H30 以降：男女共同参画講座受講者アンケートより調査
 ※2) H29 度：市民意識調査なし、H30 以降：市民意識調査実施

目標値達成に向けた主な取組

(1) 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

①女性管理職の登用をはじめとする女性市職員の活躍の促進

- 女性管理職への積極的な登用を進め女性職員の活躍を促進し、市内企業等の女性の活躍促進の呼び水となるよう、率先した取組の推進

②市の附属機関の委員への女性の登用の拡大

- 女性の積極的な登用を図るなど女性委員の割合を高める取組の推進

③企業や各種団体等における女性の積極的登用に向けた働きかけ

- 女性の個性と能力が十分に発揮され多様性が確保されるよう、企業や各種団体等へ積極的な取組の働きかけ
- 女性の採用・登用に積極的な企業等の事例を広く紹介し、企業や各種団体等へ女性の積極的登用に向けて促進
- 女性自身が登用に対する意識の向上や行動することの重要性の啓発



令和2年度の実施状況

(1) 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

①女性管理職の登用をはじめとする女性市職員の活躍の促進

(1事業中1事業実施)

- 「女性活躍推進法」や「青森市男女共同参画プラン」を踏まえ、男女共同参画社会の形成の前提となる男女平等と人権尊重についての理解を深め、男女の別なく活躍できる組織風土の醸成を図るための研修を実施しました。
- また、男女を問わず、能力に応じた適正・公正な登用を基本に、勤務成績、年齢構成、やる気などを考慮した昇任を実施しました。

②市の附属機関の委員への女性の登用の拡大

(2事業中2事業実施)

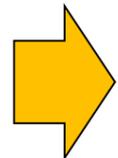
- 附属機関の所管課に対し、概ね4か月前に依頼文を出すとともに事前ヒアリングを行い、女性委員の積極的な登用に取り組むよう働きかけました。
- また、各部局ごとの附属機関の女性委員登用率を庁議に報告し、女性委員の登用を呼びかけました。
- ・依頼件数：27件
- 団体からの委員の推薦に当たっては女性の推薦を依頼するよう積極的な働きかけを行いました。

③企業や各種団体等における女性の積極的登用に向けた働きかけ

(9事業中9事業実施)

- カダール（男女共同参画プラザ）やアコール（働く女性の家）において、女性活躍推進法を踏まえた積極的な取組について情報提供しました。
- 男女共同参画の推進に関する取組を積極的に行う個人・団体、事業者を青森市男女共同参画推進月間オープニングイベントにおいて表彰し、その取組について、広報あおもり、市ホームページなどで周知しました。
- ・被表彰者数：「個人及び団体の部」1者、「事業者の部」1事業所

目標値達成に向けた主な取組	
(2) 男女共同参画の視点に立った協働の推進	
①多様な主体との連携・協働による男女共同参画の推進	
<ul style="list-style-type: none"> ■既存のネットワークを活用し行政のみならず民間団体等を含め男女共同参画を推進する幅広い分野の多様な主体と連携・協働し、男女共同参画の取組を推進 ■男女共同参画に係る問題意識を共有し、意識啓発など協働による推進 	
②男女共同参画を推進するための人材育成と活用	
<ul style="list-style-type: none"> ■身近で分かりやすいロールモデルの情報提供や、男女共同参画を推進する団体や個人の育成とネットワーク化などによる男女共同参画の推進 	



令和2年度の実施状況	
(2) 男女共同参画の視点に立った協働の推進	
①多様な主体との連携・協働による男女共同参画の推進 (7事業中7事業実施)	
<ul style="list-style-type: none"> ○東青地域男女共同参画ネットワーク総会及び東青地域男女共同参画ネットワーク市町村会議との合同会議等に参加し、男女共同参画の取組状況等について情報共有を図りました。 	
②男女共同参画を推進するための人材育成と活用 (3事業中3事業実施)	
<ul style="list-style-type: none"> ○男女共同参画を推進する団体や個人の育成とネットワーク化を目的に、男女共同参画情報紙「アンジュール」の企画編集委員を男女共同参画を推進する団体から推薦していただき、問題意識を共有し、男女共同参画の実現に向けた意識啓発活動を推進しました。 <ul style="list-style-type: none"> ・「アンジュール」企画編集委員：3名 ○カダール（男女共同参画プラザ）において、女性の人材育成や活用を図るため、起業に関する基礎的学習やネットワークを築く場を提供する「プチ起業塾」等を開催しました。 	

指標とその説明	基準値		H28	H29	H30	R1	R2	目標値 (R5)	達成率 (R2/R5)
	値	単位							
青森市における課長相当職以上に占める女性の割合 青森市役所における課長級以上の女性の割合	11.6%	%	13.1%	13.3%	13.9%	15.1%	16.0%	16.4%	97.6%
市の附属機関における女性委員の割合 法律又は条例の定めにより設置された市の附属機関の委員に占める女性の割合	21.6%	%	22.4%	21.7%	20.0%	21.9%	24.1%	30.0%	80.3%

課題・今後の方向性
<ul style="list-style-type: none"> ○市の附属機関における女性委員の割合について、令和元年度の 21.9%から令和2年度の 24.1%に 2.2 ポイント上がりましたが、目標値とは 5.9 ポイントの差があります。平成 30 年度から始めた取組が、即座に成果につながるわけではありませんが、着実に女性委員登用に向けて取り組んでいく必要があります。【担当：人権男女共同参画課】

目標値達成に向けた主な取組

(1) ワーク・ライフ・バランスの実現

①多様な働き方に対応した子育てや介護の支援

- 男女がともに子育てしながら働き続けられるよう、延長保育などの保育サービスを充実するなど、仕事と子育ての両立を支援
- 障がい児保育の支援やひとり親家庭の子育ての相談支援など、特別な支援を必要とする家庭への支援
- 保育士等を対象とした研修等を通じた、教育・保育サービスの質の向上と人材確保
- 男女がともに協力し合いながらその責任を担い、介護と仕事のバランスが保てるよう、介護保険制度の周知など、介護サービスの質の確保・向上

②男性の家事・育児・介護等への参画促進

- ワーク・ライフ・バランスの意義を周知するとともに、男性の家事・育児・介護等への参画促進

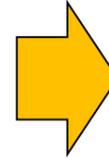
③ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた企業や各種団体等への働きかけ

- ワーク・ライフ・バランスについて、企業等にその意義を周知し、業績向上等の好影響をもたらしている事例の情報提供や、育児休業取得等の積極的な働きかけなど、関係機関と連携し普及促進

(2) 雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保

①働きやすい労働環境の整備と女性のエンパワーメント支援

- 関係機関と連携し、男女雇用機会均等法や女性活躍推進法など雇用に関する法令・制度の周知
- 身近な女性のロールモデルの発信、女性の職域拡大・職業能力の向上に必要な情報提供など



令和2年度の実施状況

(1) ワーク・ライフ・バランスの実現

①多様な働き方に対応した子育てや介護の支援

(11事業中11事業実施)

- 急病や断続的勤務・短時間勤務など様々な理由により一時的に家庭で保育が困難な場合、一時的な保育サービスを提供し、保護者の就労及び子育ての両立を支援するための幼稚園型一時預かり事業を実施する幼稚園等に対し補助金を交付しました。
 - ・一時預かり利用児童数：延べ82,334人
- 女性の社会進出の進展や就労形態の変化などに対応するために、育児に関する援助を受けたい人と、援助を行いたい人とを組織化し、会員同士が相互援助活動を行いました。
 - ・活動実績：3,591件

②男性の家事・育児・介護等への参画促進

(3事業中3事業実施)

- カダール（男女共同参画プラザ）やアコール（働く女性の家）において、講座を開催し、ワーク・ライフ・バランスの周知や男性の家事・育児・介護等への参画促進を図りました。

③ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた企業や各種団体等への働きかけ

(5事業中5事業実施)

- 男女共同参画の推進に関する取組を積極的に行う個人・団体、事業者を青森市男女共同参画推進月間オープニングイベントにおいて表彰し、その取組について、広報あおもり、市ホームページなどで周知しました。
- 市内企業に対し、従業員のワーク・ライフ・バランスがとれた働き方を促すため、市ホームページ等による周知や関係機関との連携のもと普及促進を図りました。

(2) 雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保

①働きやすい労働環境の整備と女性のエンパワーメント支援

(7事業中7事業実施)

- 男女共同参画情報紙「アンジュール」を活用し、いきいきと活躍する身近な女性のロールモデルの情報を発信しました。
- カダール（男女共同参画プラザ）において、女性の人材育成や活用を図るため、起業に関する基礎的学習やネットワークを築く場を提供する「プチ起業塾」等を開催しました。

目標値達成に向けた主な取組	
<p>②商工業の振興に向けた男女の能力の活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ■女性の活躍による企業等の活性化事例の収集・発信、起業の知識等の情報提供、既存の制度を活用した資金面等の支援 ■求職者の職域拡大・職業能力の向上に必要な情報提供等を受けられる機会の充実、再就職の職業能力開発等への支援 ■女性活躍推進法で事業主行動計画の策定が努力義務とされている 300 人以下の企業に対し、行動計画の策定・活用の促進 	
<p>(3) 農林水産業等における男女共同参画の推進</p> <p>①農林水産業、自営業等における女性の地位向上と就業環境の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ■男女のワーク・ライフ・バランスや健康管理への配慮を含む家族経営協定制度の周知、農業者年金への加入促進などを通じ、農業等に従事する男女が自分の生き方を自由に選択・設計・実現できるようにするための啓発活動 ■農水産物の加工・直売、農作業体験、宿泊体験、グリーン・ツーリズムなどの経営の多角化・複合化や「6次産業化」を推進する取組の支援、農林水産業における女性の能力発揮の促進 ■県や関係機関と連携し、知識・技術の情報提供や各種研修会等を通じ農山漁村の女性リーダー育成と活躍の場の拡大 	



令和2年度の実施状況	
<p>②商工業の振興に向けた男女の能力の活用 (11事業中9事業実施)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地元のビジネス交流拠点「あおり地域ビジネス交流センター」において、起業・創業しようとする事業者が、起業・創業後も継続的かつ安定的に事業を展開できるよう、綿密な経営計画の作成や、経営ノウハウなどの情報を提供するため、専門家（インキュベーション・マネジャー）が起業・創業の助言・指導を行いました。 ○パサージュ広場において、起業意欲のある人たちに低い開業資金で一定期間商売を実践できる環境を提供するとともに、経営指導等も行いながら、商業者を育成しました。 ○カダール（男女共同参画プラザ）において、女性の人材育成や活用を図るため、起業に関する基礎的学習やネットワークを築く場を提供する「プチ起業塾」等を開催しました。 	
<p>(3) 農林水産業等における男女共同参画の推進</p> <p>①農林水産業、自営業等における女性の地位向上と就業環境の整備 (8事業中7事業実施)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○カダール（男女共同参画プラザ）やアコール（働く女性の家）において、農業等に従事する男女が自分の生き方を自由に選択・設計・実現していくことができるようにするための啓発活動の推進を図りました。 ○水産技術及び漁家経営の向上を図るため、県、水産関係団体等と連携し、研修会や自らが加工した水産加工品の販売等を実施する若手漁業者の団体及び漁協女性部等の活動を支援しました。 <ul style="list-style-type: none"> ・水産加工品等のイベント販売：2回 	

指標とその説明	基準値		H28	H29	H30	R1	R2	目標値 (R5)	達成率 (R2/R5)
	値	単位							
<p>「ワーク・ライフ・バランス」の認知度^{※1}</p> <p>「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」という用語を知っている市民の割合（市民意識調査）</p>	19.9	%	28	-	38.6 (男性 40.8% 女性 37.7%)	37.7 (男性 41.4% 女性 37.1%)	46.4 (男性 52.4% 女性 44.4%)	44.0	105.5%
<p>市役所における男性の育児休業取得率</p> <p>育児休業が取得可能な男性職員数のうち取得した割合</p>	0	%	0	6.4	2.2	5.7	6.5	6.0	108.3%
<p>あおり地域ビジネス交流センター^{※2}を利用した女性の起業・創業した件数</p> <p>あおり地域ビジネス交流センターを利用した女性の起業・創業した件数</p>	5	件	6	9	10	11	11	7	157.1%
<p>家族経営協定の締結数</p> <p>家族経営協定を締結する農家数の累計</p>	49	件	55	59	62	62	63	79	79.7%

※1) 平成29年度以降：市民意識調査なし、平成30年度以降：男女共同参画講座受講者アンケートより調査
 ※2) 平成28年3月29日までは青森市起業・創業相談ルーム

課題・今後の方向性
<p>○ワーク・ライフ・バランスの実現には職場の理解が不可欠であることから、引き続き、市内企業や各種団体等への情報提供などを通じ、ワーク・ライフ・バランスの普及に向けた働きかけを行う必要があります。【担当：経済政策課、人権男女共同参画課】</p> <p>○市役所における男性の育児休業取得率について、令和元年度の5.7%（53人中3人）から令和2年度の6.5%（46人中3人）に0.8ポイント上がり、目標値を0.5ポイント上回りました。 男性職員も育児休業を取得しやすい職場環境となるよう、引き続き、所属長をはじめとする職員に対して、出産、育児等に必要休暇制度に関する情報の周知及び理解促進を図る必要があります。【人事課】</p> <p>○農業分野において、女性が対等なパートナーとして経営等に参加できる家族経営協定や、農業者の老後の生活を支える農業者年金について、制度の周知が図られていないところがあるため、制度の浸透に向けて、実効的かつ具体的の方策を検討・実施する必要があります。【担当：農業委員会事務局】</p>

目標値達成に向けた主な取組

(1) 地域における男女共同参画の実践

①男女共同参画の視点による地域の課題解決に向けた取組の推進

- 地域の課題解決に男女共同参画の視点を活かしている先進事例、ノウハウ等の情報収集・提供

②防災分野における男女共同参画の促進

- 地域ごとの防災講習会・訓練などを通じ、防災組織づくりや救急・救護活動への女性の参加拡大
- 地域の防災を担う女性リーダーの養成等の人材育成

③地域における子ども・子育て支援の充実

- 子ども支援センターや小・中学校、PTAなど、地域で子ども・子育てに関わる関係機関とのネットワーク化を進め、地域全体で子育てを支援する環境づくりの推進
- 「放課後子ども総合プラン」に基づき、全小学校区に「放課後子ども教室」と「放課後児童会」を開設し、児童館等も活用した、子どもが安全で健やかに成長できる活動場所の確保



令和2年度の実施状況

(1) 地域における男女共同参画の実践

①男女共同参画の視点による地域の課題解決に向けた取組の推進

(5事業中5事業実施)

- カダール（男女共同参画プラザ）において、36以上の団体やNPO、市民団体などと連携し、男女共同参画に視点を置いた講座や学習会、展示等を行うカダールフェスタを開催し、男女共同参画の取組を進めました。
 - ・「カダールフェスタ（9日間）」参加者数：延べ2,519人
- 青森市地域コミュニティ・ガイドラインにおいて、まちづくり協議会を設立する際の参加団体として女性団体等が構成員として参画するよう例示しており、まちづくり協議会の設立や運営を支援するため、補助制度による財政的支援と「地域担当職員」を会議等に派遣する人的支援を行いました。

②防災分野における男女共同参画の促進

(4事業中4事業実施)

- 自主防災組織の結成を促進した結果、4つの自主防災組織（佃本町第二町会、新赤坂町会、稲元町会、常盤町町会）が女性を長として活動しています。
- 防災士育成のため、自主防災組織結成町会に対して資格取得費用の一部を助成し、人材育成に努めました。

③地域における子ども・子育て支援の充実

(5事業中5事業実施)

- 各地域の民生委員・児童委員及び主任児童委員が、関係各機関と連携しながら、子ども・子育て支援に取り組みました。
- 放課後児童会を開設し、保護者が就労等により日中家庭にいない小学校に就学している児童に対し、放課後に小学校の余裕教室等を利用して適切な遊び及び生活の場を提供し、児童の健全育成を図りました。
- 放課後子ども教室において、全ての児童の放課後等における安全・安心な居場所を確保するとともに、次世代を担う人材を育成するため、全学年の児童を対象に、放課後に学習や読書などを行う活動を実施しました。

目標値達成に向けた主な取組

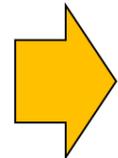
(2) 生涯を通じた健康支援

①男女の健康づくり支援

- 健康支援情報や各種健（検）診の重要性を周知するなど、男女の生涯を通じ、性差に応じた健康づくりの推進
- 健康でいきいきと暮らせる社会を築いていくため、こころの健康を保つ知識の普及啓発、ゲートキーパーとしての役割を担う人材の育成等による自殺の予防啓発など、関係機関とも連携し、こころの健康づくりの推進
- 年齢や性差に応じた各種予防接種の実施、健康教育や研修会などの開催による感染症に関する予防啓発の推進など、感染症対策の充実
- 小・中学生などを対象に思春期健康教室や保健体育科などを中心とした学校教育活動全体を通じ、性や性感染症予防の正しい知識の普及

②思春期・妊娠・出産等、生涯を通じた女性の健康支援の充実

- 女性の人生の各段階に応じた健康相談の実施
- 母子健康手帳の交付などによる妊娠・出産期の健康管理の充実や、妊婦健康診査の公費負担などによる経済的負担を軽減し、安心して出産できる環境づくりの推進
- 女性特有の乳がん、子宮がんをはじめ、発症率が高いとされる各種がんの検診を実施・支援し、健康意識の向上と疾病の予防促進



令和2年度の実施状況

(2) 生涯を通じた健康支援

①男女の健康づくり支援

(27 事業中 27 事業実施)

- 健康の維持増進や生活の質の向上のため、生活習慣病の予防や心の健康等の健康づくりについて、保健師、栄養士による健康講座等により啓発を図るとともに、健康相談、訪問指導等により市民の健康づくりの推進を図りました。
- 自殺予防の普及啓発及び支援の充実を図り、地域における自殺対策力を強化するため、普及啓発、相談支援の取組を行いました。
- 全ての小・中学校において喫煙・飲酒・薬物乱用防止教室や心の健康教室などのいわゆる思春期健康教室を各学校の実態に応じて実施しました。

②思春期・妊娠・出産等、生涯を通じた女性の健康支援の充実

(13 事業中 13 事業実施)

- 生涯を通じた女性の健康の保持増進を図るため、思春期から更年期に至る女性を対象に、健康状態に応じた健康管理ができるよう、保健師等による健康相談を行いました。
- 妊娠・出産期の女性の健康を支援する各事業を通じて、安心して出産できる環境づくりに努めました。
- 女性特有の子宮頸がん、乳がん検診については、新型コロナウイルス感染症等の影響により検診の中止や受診者数の制限を行うなど、感染状況を見ながら実施しました。

指標とその説明	基準値		H28	H29	H30	R1	R2	目標値 (R5)	達成率 (R2/R5)
	値	単位							
社会活動に参加したことがある市民の割合 (うち女性の割合) <small>1年間に、NPOやボランティア、町(内)会などの社会活動に参加した市民の割合(うち女性の割合)(市民意識調査)</small>	21.6 (21.2)	%	21.0 (19.2)	17.9 (16.3)	20.1 (19.4)	21.7 (20.4)	33.3 (29.6)	24.6 (24.1)	135.4
消防団員に占める女性団員の人数・割合 <small>市内の消防団員数に占める女性消防団員数の割合</small>	79 4.3	人 %	81 4.4	81 4.5	79 4.5	78 4.5	77 4.6	89 4.9	93.9
子宮頸がん検診・乳がん検診受診率 [*] <small>市民を対象としたがん検診の対象者のうち受診した市民の割合</small>	子宮頸がん 24.7 乳がん 27.1	%	子宮頸がん 8.6 乳がん 11.3	子宮頸がん 8.1 乳がん 10.2	子宮頸がん 7.9 乳がん 9.9	子宮頸がん 7.8 乳がん 9.9	子宮頸がん 未確定 子宮頸がん 未確定	子宮頸がん 50.0 乳がん 50.0	子宮頸がん = 乳がん =

※平成28年度から国が改めて市町村間で比較可能ながん検診受診率の算定方法を示したことに伴い、当該検診の対象者を、4月1日現在の当該検診対象年齢の住民全員として算出した。平成27年度までは対象者を国保加入者、生活保護受給者、後期高齢者医療制度加入者から施設入所者等を除外し算出していた。

課題・今後の方向性

- 社会活動に参加したことがある市民の割合について、令和元年度の21.7%から令和2年度の33.3%に11.6ポイント上がり、目標値を8.7ポイント上回りました。引き続き、市民活動団体を支援し、市民の積極的なまちづくりへの参画を促進する必要があります。
また、女性参加者の割合を高めるため、社会活動を行っている女性団体等の活動内容を市ホームページや広報あおもり等を用いて紹介するなど、女性が社会活動に参加するきっかけづくりにつながる取組を進める必要があります。【担当：市民協働推進課】
- 子宮頸がん検診・乳がん検診受診率について、子宮頸がん検診は平成30年度の7.9%から令和元年度の7.8%に0.1ポイント下がり、乳がん検診は平成30年度の9.9%と同じく令和元年度は9.9%であり、いずれも、引き続き、受診勧奨等の取組を行っていく必要があります。【担当：健康づくり推進課】

目標値達成に向けた主な取組

(1) 個人と人権の尊重

①人権尊重理念の理解促進

- 男女共同参画に関連の深い法令や国際条約等の趣旨を周知し、人権尊重の理念と男女共同参画への理解促進

②人権に関わる相談体制の充実と関係機関との連携

- 個人の人権を守るため、人権擁護委員の人権相談などを通じ人権の擁護に努め、関係機関と連携し人権の相談体制の充実

③児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応、適切な支援の充実

- 「青森市要保護児童対策地域協議会」の連携体制のもと、児童虐待の発生予防、早期発見、早期対応及び適切な支援

④性的マイノリティへの配慮

- 性的マイノリティの相談対応、人権の尊重と多様性の市民の理解促進



令和2年度の実施状況

(1) 個人と人権の尊重

①人権尊重理念の理解促進

(4事業中4事業実施)

- 本市相談窓口寄せられる人権侵害に関する相談への対応や人権思想の普及・啓発を広く行っている「青森人権擁護委員協議会青森地区人権擁護推進部会」(本市の人権擁護委員で構成)に対して補助金を交付し、同推進部会の活動を支援しました。
- 小学6年生版・中学3年生版男女共同参画啓発小冊子の中に、「男女平等と人権の尊重」について記載し、人権への理解を深めるための啓発を行いました。

②人権に関わる相談体制の充実と関係機関との連携

(3事業中3事業実施)

- 人権擁護委員による人権相談窓口(市役所駅前庁舎毎月第1・3月曜日、浪岡総合保健福祉センター毎月第1・3木曜日)や、行政相談委員による行政相談窓口(市役所駅前庁舎毎週木曜日、浪岡総合保健福祉センター毎月第1・3木曜日)を開設し、様々な悩みを抱えた市民の相談機会の確保・充実に努めるとともに、広報あおりや市ホームページなどを通じて、相談日に関する情報を広報しました。

③児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応、適切な支援の充実

(5事業中5事業実施)

- 児童の心身の異常や発達の遅れなどの早期発見・早期治療・早期療育への支援を図るため、小児科医師や保健師などによる健康診査を実施し、虐待が疑われる児童や受診しなかった児童の家庭に対し、個別指導などを行いました。
 - ・生後4か月の乳児：1,447人(うち未受診21人) ・7か月児健康診査：1,567人(うち未受診17人)
 - ・1歳6か月児健康診査：1,414人(うち未受診22人) ・3歳児健康診査：1,626人(うち未受診47人)
- 要保護児童対策地域協議会を設置し、関係者間で情報を共有し、虐待の早期発見、早期対応、適切な支援を行いました。
 - ・代表者会議：1回 ・実務者会議：6回 ・庁内ネットワーク会議：6回 ・個別ケース検討会議：随時

④性的マイノリティへの配慮

(3事業中2事業実施)

- 毎週火曜日にカダール(男女共同参画プラザ)において、性的マイノリティに関する悩みをお持ちの方(ご家族、友人、学校・職場のかたも含む)の相談に応じました。
 - ・にじいろ電話相談：267件
- 学校訪問等を通して、教職員は性的マイノリティに関する正しい知識を身に付け、悩みや不安を抱える子どもに対してよき理解者として対応できるよう、専門家や関係機関と連携しながら取り組みました。

目標値達成に向けた主な取組

⑤メディアにおける男女共同参画の推進

- 市作成の広報・出版物など、市政のあらゆる情報発信における男女共同参画の視点にたった表現の推進

(2) 女性に対するあらゆる暴力の根絶

①女性に対する暴力の予防啓発の推進

- 女性に対する暴力の予防啓発、一人ひとり誰もが大切な存在であるという意識とDVの正しい理解促進
- 企業等にセクシュアル・ハラスメント防止の周知啓発、市の機関のセクシュアル・ハラスメント防止と良好な職場環境の構築

②若年層を対象とする予防啓発の拡充、教育・学習の充実

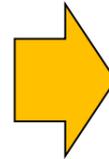
- DVやデートDVの加害者・被害者に将来ならないため、小・中学校で子ども向け啓発小冊子等の活用による暴力の予防啓発の充実

③高齢者等の福祉に携わる関係者に対する情報提供・啓発の充実

- 高齢者や障がい者の配偶者からの暴力被害防止のため、民生委員等の福祉関係者へのDVの情報提供、意識啓発の機会の充実

④青森市配偶者暴力相談支援センターなどの相談体制の充実

- DV被害相談者にワンストップ支援を行う「青森市配偶者暴力相談支援センター」などの相談窓口の周知徹底、男性被害者の相談体制の検討
- 相談支援に当たり関係機関と連携し、DV被害者の安全確保を最優先に、相談者の立場に立った相談・支援
- DV専門の相談員・DV担当職員の育成のための各種研修や、窓口職員の研修等を通じた相談対応能力の向上



令和2年度の実施状況

⑤メディアにおける男女共同参画の推進

(3事業中3事業実施)

- 広報あおもりやホームページ等、男女共同参画の視点に立った表現で作成しました。

(2) 女性に対するあらゆる暴力の根絶

①女性に対する暴力の予防啓発の推進

(9事業中9事業実施)

- カダール（男女共同参画プラザ）やアコール（働く女性の家）において、パネル展示等を行い、女性に対する暴力の予防啓発とDVについての正しい理解の促進を図りました
- 県等の関係団体と連携してパープル&オレンジリボンキャンペーン等を行い、女性に対する暴力根絶の啓発を図りました。
- 高等学校への出前講座ではデートDVについての講義を行い理解の促進を図りました。
 - ・「パープル&オレンジリボンキャンペーン」参加者数：264人
 - ・「青森南高校出前講座」参加者数：29人
- 「青森市セクシュアルハラスメントの防止等に関する要綱」の規定を整備するとともに、あらゆるハラスメントが発生しないよう、取組の強化・充実に努めました。

②若年層を対象とする予防啓発の拡充、教育・学習の充実

(4事業中4事業実施)

- 中学3年生版男女共同参画啓発小冊子の中に、DVやデートDVが重大な人権侵害であることを記載し、予防啓発を行いました。

③高齢者等の福祉に携わる関係者に対する情報提供・啓発の充実

(6事業中6事業実施)

- 民生委員・児童委員、地域包括支援センター、相談支援事業所へ青森市配偶者暴力相談支援センターのチラシを配布することで、DVに関する情報提供、意識啓発の機会の充実に努めました。

④青森市配偶者暴力相談支援センターなどの相談体制の充実

(9事業中9事業実施)

- 青森市配偶者暴力相談支援センターでは、婦人相談員及び人権男女共同参画課職員が電話または来所による相談に対応し、DV被害者の立場に立ったワンストップ支援を行い、状況に応じて青森県女性相談所や警察、民間団体などの関係機関と連携を図りました。
- 青森市配偶者暴力相談支援センターの相談ダイヤルを掲載したDV被害防止啓発カードを作成し、青森市の関係各課や各庁舎、青森市男女共同参画プラザ、青森市働く女性の家のほか、庁外のアピオあおもり、青森県青少年・男女共同参画課、青森県こどもみらい課にもカードを配布しました。
- 青森市配偶者暴力相談支援センターのチラシの裏面に市内のDV相談窓口を掲載し、情報を集約して発信しました。
- より被害者の状況に応じた支援が可能となるよう、関係課に対し、「青森市DV被害相談者対応マニュアル」を周知するとともに、職員研修やDV相談連絡会議を開催し、相談対応能力の向上と連携強化を図りました。

目標値達成に向けた主な取組

⑤関係機関・民間団体等との連携・協力による被害者の保護及び自立支援

- 身の危険があるDV被害者の支援に際し、関係機関と連絡調整や庁内関係部局と連携し、DV被害者の安全確保
- 生活保護の適用、児童扶養手当の支給など利用可能な制度を積極的に活用し、DV被害者の自立に向けた支援
- DV被害者の自立に向け、母子生活支援施設すみれ寮の活用や市営住宅への入居要件の緩和など、住宅確保の支援

令和2年度の実施状況

⑤関係機関・民間団体等との連携・協力による被害者の保護及び自立支援

(21事業中21事業実施)

○警察や青森県女性相談所などの外部関係機関との連絡調整を図りながら、DV被害相談者の安全確保に努めました。また、庁内各支援課における利用可能な制度を積極的に活用し、DV被害相談者の自立に向けた支援を行いました。

指標とその説明	基準値		H28	H29	H30	R1	R2	目標値 (R5)	達成率 (R2/R5)
	値	単位							
「人権教室」への参加者数 青森地区人権擁護推進部会が開催する「人権教室」への児童・生徒の参加者数	1,029	人	1,331	942	1,121	1,682	598	1,235	48.4%
青森市DV相談支援センターの周知度 ※ 市民に青森市DV相談支援センターが周知されている割合 (市民意識調査)	-	-	43.4	-	64.1 (男性 55.5 女性 71.0)	66.0 (男性 58.7 女性 69.9)	71.4 (男性 61.0 女性 77.2)	50.0	142.8%

※ 平成29年度以降：市民意識調査なし、平成30年度以降：男女共同参画講座受講者アンケートより調査

課題・今後の方向性

指標とその説明	基準値		H28	H29	H30	R1	R2	目標値 (R5)	達成率 (R2/R5)
	値	単位							
「人権教室」への参加者数 青森地区人権擁護推進部会が開催する「人権教室」への児童・生徒の参加者数	1,029	人	1,331	942	1,121	1,682	598	1,235	48.4%
青森市DV相談支援センターの周知度 ※ 市民に青森市DV相談支援センターが周知されている割合 (市民意識調査)	-	-	43.4	-	64.1 (男性 55.5 女性 71.0)	66.0 (男性 58.7 女性 69.9)	71.4 (男性 61.0 女性 77.2)	50.0	142.8%